

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年4月1日

豊橋市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				芦原町、西高師町、高師本郷町、畑ヶ田町、浜道町、藤並町、高田町	無	R5年度 ~ R9年度	高師保全会
○				石巻本町	無	R5年度 ~ R9年度	和田水利保全会
○				船渡町	無	R5年度 ~ R9年度	船渡環境保全会
○				石巻本町、下条東町	無	R5年度 ~ R9年度	西砂原地区保全会

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○		大岩町、小島町、西山町、 高塚町、西七根町、東高田 町	無	R5年度 ~ R6年度	豊橋健康有機生活の会
		○		賀茂町	無	R5年度 ~ R6年度	恵実生産者グループ